

こんな商法にご注意！

キャッチセールス

街頭で「アンケートに教えてください」
「ファッションに興味はありますか」などといって呼び止め
喫茶店や営業所に誘い、商品やサービスなどの
契約をさせる販売方法です。

〈街で声をかけられた〉



〈店の中では〉



キャッチセールスは、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフ（消費者が無条件で契約を解除できる制度）できます。キャッチセールスでトラブルの多い商品やサービスには、エステティック、化粧品、宝石、アクセサリー、絵画、各種会員権（映画・リゾートなど）があります。

知らない人から声をかけられたら、まず、目的が何かをはっきり確かめましょう。アンケートに応じるなど、個人情報をお気軽に記入しないように、利用目的をしっかりと確認しましょう。